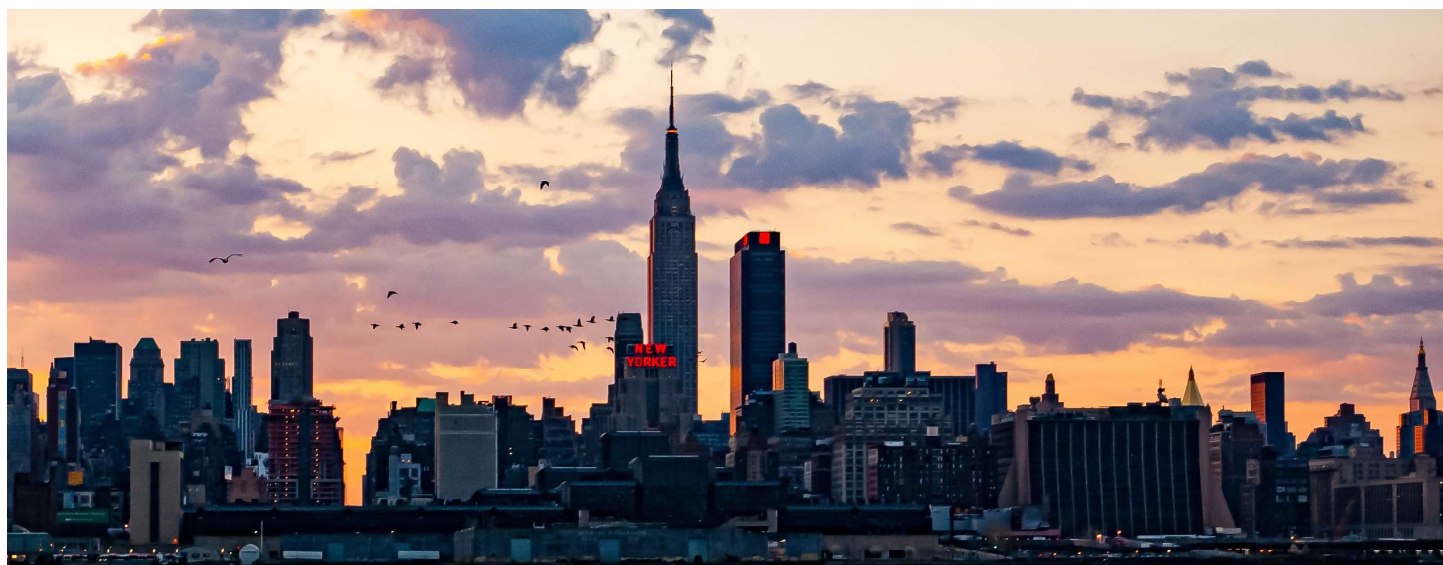




# 米国ニューヨーク展示会 SHOPPE OBJECT 2026 winter

## 出展者募集

輸出勉強会も  
同時開催！  
7/30（水）

募集期間 2025年7月11日（金）～8月8日（金）

応募事前説明会 2025年7月30日（水）15：00～16：00

愛媛県産業国際化推進協議会では、海外バイヤーとの商談機会を創出するため、来年2月に参加予定の展示会「SHOPPE OBJECT」（米国ニューヨーク）への出展者を募集します。  
輸出戦略の見直しや製品プロモーションの強化について学べる輸出勉強会も同時開催します。

### 輸出勉強会 & SHOPPE OBJECT 事前説明会

- 日 時 2025年7月30日（水）15：00～16：00（オンラインZoom）
- 講 師 クラウン貿易株式会社 山根 雄介 氏
- 内 容 **15:00～ 輸出勉強会**  
- 輸出拡大に向けたプロモーションの強化について -  
**15:30～ SHOPPEOBJECT出展者募集について**
- 対 象 愛媛県内に事業所を有する食品関連企業

輸出勉強会 & 説明会  
申込はコチラ  
(参加無料)



<https://logoform.jp/f/P7wvm>  
申込〆7月28日（月）

### SHOPPE OBJECT 2026 winter

- 日 時 2026年2月上旬（8月頃確定） 昨年度：2/2～2/4
- 会 場 The Starrett – Lehigh Building 3F・4F（予定）
- 来場者 北米バイヤー中心に80数か国から15,000人程度
- 募集数 愛媛県内に事業所を有する食品関連企業 5社程度
- 負担金 ブース出展料無料、渡航費・宿泊費等は各社負担
- H P <https://shoppeobject.com/>
- 参加基準 裏面のとおり
- 出展までの流れ

出展・個別相談の  
申込はコチラ



<https://logoform.jp/f/fgwvpk>  
申込〆8月8日（金）  
出展希望がない場合も  
個別相談OK！

7/30  
説明会参加



～8/8  
出展申込み



8月中旬～9月上旬  
個別商談・出展者選定



10月  
発注



2月上旬  
展示会



お問い合わせ先

愛媛県産業国際化推進協議会（愛媛県産業政策課内） 担当：松村  
TEL 089-912-2465 Email [sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp](mailto:sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp)

## SHOPPE OBJECT 出展者参加基準

- ・海外販路開拓におけるプロモーションについて学びたいという意欲があること。
- ・出展をとおして、商品開発・販売、サービススキルの向上を目指す意欲があること。
- ・商材にオリジナリティがあり、独自の技術で作られていること。
- ・募集チラシ・事前説明会により開催概要、開催趣旨を理解していること。
- ・出展前後にクラウン貿易株式会社との個別打合せ（成約額確認含む）に参加すること。
- ・商談相手の指定条件を満たしていること。（詳細は下記の注意事項参照）

## 注意事項

- ・米国食品安全強化法（FSMA）の施行に伴い、原材料及び製造工程に関する全ての情報の開示に応じること及び次の①～④の書類等の保管が必要です。
  - ①製造行程表
  - ②危害要因分析シート
  - ③CCP管理表
  - ④HACCP（県版HACCP可）  
又は ISO22000・FSSC22000等の計画書及び認定証
- ・賞味期限が6か月以上（1年以上が好ましい）の商品をご提案ください。  
（ただし、航空便で出荷する場合は、賞味期限30日以上の商品は商談可）
- ・商談会には可能な限り、次のものをご準備ください。
  - ①参加申込書及び商品情報シート
  - ②企業案内（動画、プレゼンスライド、パンフレット、カタログ等）
  - ③商品サンプル
  - ④商品総合カタログ
  - ⑤名刺
  - ⑥試食・試飲用サンプル（加熱等、簡単な調理スペースを設ける予定です。）
- ・商談前後に報道機関からの取材依頼が入る可能性があります。
- ・本商談会後の取引等に関するトラブル、損害等については県及び協議会は責任を負いかねます。
- ・米国への輸出が不可能な商品（下記例）のご提案はご遠慮ください。
  - 畜肉類（畜肉エキス含む、動物性原料によるゼラチンは条件次第で可）
  - 頭と内臓が除去されていない魚加工品（しらす干し程度の小魚は要確認）
  - 海老（国内養殖のものであれば可）
  - まぐろ加工品（原料となるまぐろの漁獲をトレース出来るものは可）
  - 生乳製品（米国輸入許可基準を満たした原料を使用した商品は可、粉乳を使用した商品・焼き菓子は可）
  - 野菜、果物の一部（USDAにより輸入規制を解除された果物や野菜は除く、加工品は可）
  - 甘味料：ステビア
  - 紅麴、クチナシなど着色料の一部を含む商品
  - アルコール飲料（米国ABCへの商品登録済み商品であれば可、米国向け出荷実績のある商品については商談可）
  - 中国産の原材料を使用している梅加工品生姜・大根・蕪の漬物（FDAの輸入許可を受けたメーカーのみ可）
  - ピーナッツ（時期により船積み不可）